

北 総 救 命 会 規 約

(名称)

第1条 本会の名称は、[北総救命会]と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員の救急医療に関する研究及び知識と技術の向上を図り、現場で実践できる教育の研鑽と実務の場とすることを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局を、日本医科大学千葉北総病院 救命救急センター[千葉県印西市鎌苅 1715]に置く。

(会員)

第4条 会員は、本会の趣旨に賛同し向上心を以って入会する者とする。

(事業)

第5条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 会員の研修に関すること。
- ② 委員会活動に関すること。
- ③ 関係機関との連絡に関すること。
- ④ その他本会の目的に必要なこと。

(役員)

第6条 本会の円滑な運営のため役員を置き、任期は2年とする。再任を防げない。

- ① 会 長 1名
- ② 副 会 長 若干名
- ③ 委 員 長 各委員会に1名
- ④ 幹 事 1消防本部1名以上とする。
- ⑤ 会 計 2名
- ⑥ 企画調整 若干名
- ⑦ 会計監査 2名

2 会長は、本会を円滑に運営するため会を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、別に定められた順序により会長の職務を代行する。

4 委員会委員長は、委員会の調整を担当し委員会を運営する。委員会は、別に定める。

5 幹事は、会員相互の連絡調整を担当し、会を運営する。

6 会計は、本会の経理を担当する。

- 7 企画調整は、本会における企画調整や記録、他に属さないことを担当する。
- 8 会計監査は、本会の会計を監査する。

(顧問)

- 第7条 本会に、顧問を置く。
- 2 顧問は本会の円滑な運営と発展のため、必要な指導及び助言を与える。
 - 3 委員会に顧問を置き、医学的見地から意見を求めることを努めるものとする。

(研究会)

- 第8条 研究会は、フォーラムと委員会等に関することを研究会と称する。
- 2 フォーラムは、年2回とし、上半期及び下半期とする。
 - 3 委員会は、委員会で運営に関することを決定し開催運営する。
 - 4 研究会を円滑に運営するため、幹事会・委員会を開催する。
 - 5 幹事会は会長が招集する。
 - 6 委員会は、委員長が招集する。

(入会)

- 第9条 本会に入会するものは、入会申込書により会長に申し込むものとする。
- 2 本会の入会金及び会費は次のとおりとし、毎年4月に納入するものとする。会費は、別に定める。
 - 3 委員会活動に関する費用は、各委員会が独立で運営するものとする。なお、本会からの補助は妨げない。

(退会)

- 第10条 本会を退会するものは、会長に届け出るものとする。
- 2 会員が次の各項に該当するときは、会員の資格を失うものとする。
 - ① 会費を1年以上未納とし、通知を受けても納入無き者。
 - ② 役員会において、会員としてふさわしくないと認められた者。

(総会)

- 第11条 総会は会員をもって構成し、議長は役員の中から会長が指名する。

(規約改正)

- 第12条 本規約を改正しようとするときは、役員会の議決を経て総会で承認を得るものとする。
- 2 規則の改正は、幹事会での議決を経て会長が承認するものとする。

(雑則)

第13条 本気約に定めるもののほか、会の運営に必要な事項は別に定めるものとする。

(付則)

本規約は平成12年5月1日から施行する。

平成18年7月13日 改正

平成23年10月1日 改正